

郡山市敬老会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する者で、敬老会に招待される日の属する年において75歳に達する者（以下「敬老会対象者」という。）を対象に開催する敬老会の円滑な運営を図るための各地区の自治会等の地域団体（以下「自治会等」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び額)

第2条 補助金の交付対象は敬老会の開催に要する経費とし、報償費、印刷製本費、消耗品費、通信費、賃借・使用料、委託料、手数料等とする。

2 補助額は 自治会等の敬老会対象者の人数に400円を乗じて得た額に、別表1の定額分を加算した額を限度に予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第3条 自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第6条 自治会等は、事業が完了したときは、規則第14条の規定により敬老会終了後速やかに事業の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により自治会等に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により当該補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 当該年度中に敬老会を開催しなかったとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不適正と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行し、平成28年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

対象者数	金額
～ 500 人	50,000 円
501 ～ 1,000 人	75,000 円
1,001 人～	100,000 円